

## 内なる正義：プラトン『国家』篇の問題

松永，雄二

<https://doi.org/10.15017/1397836>

---

出版情報：哲学論文集. 23, pp.1-21, 1987-09-20. 九州大学哲学会  
バージョン：  
権利関係：

# 内なる正義

## —プラトン『国家』篇の問題—

松 永 雄 二

—

1 周知のごとく、プラトンの『国家』篇での正義とは何かという探究は、まずは、へわれわれのおのおの||「こころ」(小さな文字)における正・不正のありかたを、へ国家◇(より大きなおなじ文字)のうちにおいて見るという方法によって展開する。<sup>(1)</sup>そして、われわれのおのおの||「こころのうちにも、国家を構成する三階層(支配者・補助者・生産者)に類比的に、こころの三つの部分(ロゴスそのものが働く部分・激情的部分・欲望的部分)のあることが認められることを通じて、問題の「正義」というアレテーは、ほぼ次のように定式化されたのであった。

(イ) 国家においては……国家のうちにある三つの種族のそれぞれがその者自身のことをなす (*το εαυτου ηαρτεν*) 場合||α)に、その国家は正しい国家である (||β)。

(ロ) われわれのおのおの||「こころにおいては……そのうちにある三つの部分それぞれがその部分自身のことをなす (*τα αυτου ηαρτεν*)」の場合||α)に、そのひとは正しいひとであり||β)、またそのひとは自分自身のことをなす (*τα αυτου ηαρτεν*) ひとである (||γ)<sup>(2)</sup>。

内なる正義

さて筆者が旧稿「自然と自然を超えるもの」で何よりも注目したいと思ったのは、この(イ)と(ロ)に現れる *τα* (*το*) *αυτου*

*παρτεῦ*の意味であった。すなわちまず(イ)と(ロ)において、(α)、(α')の箇所に現われる *τῆ* (τ<sub>0</sub>) *αἰῶν* *παρτεῦ*の意味は、国家とところのあり方が方法的に類比して把えられて来た過程をそのままに反映して、まさに同じ仕方では語られているとしていいであろう。——なぜならそこではこの再帰代名詞 (*αἰῶν*) の再帰する主語は、〈国家〉の場合には、それを構成する三階層のおのおのであり、また〈ところ〉の場合は、そのうちにある三部分のおのおのだからである。そしてその類比は、そのような (α)、(α') によつて、一方では〈国家〉は正しい国家 (β) と呼ばれ、他方では〈ところ〉はわれわれのおのおの〈は正しいひと (β') と呼ばれるという所までは成立するのである。

しかし問題は、〈ところ〉はわれわれのおのおのの場面では、「そのうちにあるそれぞれの部分がそれ自身のことをなす (*τῆ* *αἰῶν* *παρτεῦ*) の場合に (|| Γ) と語られていることである。まずこの (α') と (Γ) に現われるギリシア語の *τῆ* *αἰῶν* *παρτεῦ* というのは、同じ意味を持っていない。なぜなら繰返せば、(α') での再帰代名詞 (*αἰῶν*) の再帰する主語は「このうちにある三部分のおのおの」であるのに対して、(Γ) での同じかたちの再帰代名詞はまさにへわれわれのおのおの〈としか語れないそのもの、すなわちこの、そのものを主語としてそれに再帰しているからである。

さてこのことはいったい何を意味しているであろうか。後にも問題とされるように、ヴラストスは、いまΓという付加の下で語られた言明、

「正義とはわれわれのおのおのが自分自身のことをなすことである」

というのを、それぞれの個人が他人に対してどう振舞うかという意味での正義 (彼の言葉では J<sub>1</sub>) と解した。そしてそれに対して先程の α—β、α'—β' という仕方では成立する正義を、それぞれの部分からなる全体 (たとえば国家或いはわれわれのおのおの) のあり方自身について語られる正義とし、それを J<sub>2</sub> と呼んだのである。そしてその結果は、「α'—β'」から Γへの展開というのは、ヴラストスではまさに *psychic harmony* としての J<sub>2</sub> をもつ者が、如何なる仕方でも他に対して振舞うかと

いうこと（ $\parallel J_1$ ）への展開として把えられたのである。そしてヴラストスはそこにいわゆるプラトンのな正義の把握（ $J_2$ ）と通常の正義の把握（ $J_1$ ）とのつながりを発見しうる局面を把えたのである。<sup>(3)</sup>

しかし、この解釈は果して正しいであろうか。彼ヴラストスがそのような解釈をとるに至った、正義というアレテー理解についての様々な予断はいまは問わないにしても、しかしこの解釈の致命的な点は、ヴラストス自身も半ば認めているように、次の点にある。すなわちそれは、プラトンの〈国家〉からへわれわれのおのおの $\parallel$ 「 $J_2$ 」への正義考察の過程は、まさに彼のいう $J_1$ ではなく $J_2$ の途を徹底的に追求しているという点である。そしてテキストとしてみれば、この

——われわれのおのおのが自分自身のことをなす (*tá autou nóstron*) ——

といわれる場合のその再帰代名詞の使用の意味は、この『国家』篇第四巻までのプラトンの思索の最終的な結語ともいへば、四四三C九—E二の箇所<sup>(4)</sup>に頻発する再帰代名詞の使用の意味に直結していると思われるのである。してみれば、筆者が $\Gamma$ としてあげたその文章の意味は、へわれわれのおのおの $\parallel$ 「 $J_2$ 」における正義のアレテーの意味を、 $J_2$ から $J_1$ へと転化させるものではなく、むしろそれは、このころの三部分説のもとで語られるいわゆる *psychic harmony* 、「このころの三部分がそれぞれの部分に本来属することをなし、他の部分に属することに手出ししないこと」としての $J_2$ の意味を、もう一度、へわれわれのおのおの $\parallel$ 「 $J_2$ 」の成立の問題として把え直す所にあつたと、思われるのである。

2 さてでは以上のことがもし認められるとすれば——それはなお様々な局面での論点の綿密な考察を必要とするであろうが——いったい上述の「 $\alpha'$ — $\beta'$ 」と $\Gamma$ とはさらに如何なる仕方<sup>(5)</sup>で相互に関わり合うのであろうか。

その場合この $\alpha'$ と $\Gamma$ で主語となるもの（このころの三部分とところそのもの）の関係を、部分とその全体の関係であると語ることが、たやすい。しかし忘れてはならないことは、この全体・部分関係というのはまさに正義というアレテーによって始めて、究極的には成立するということである。——そして大切なことは、先程述べた四四三C九—E二の箇所では、その考

察は「 $\alpha \downarrow \Gamma$ 」という線ではなくまさに「 $\Gamma \downarrow \alpha$ 」という仕方で成立しているという事実である——。それを忘れて、ただ漠然とこのころの三分からなるわれわれのところなるものを何か全体として想定し、そのようなところへわれわれのおののなすことを、つまりは自分自身のなすことであると想定することは、この『国家』篇でのプラトンの思索を台無しにしてしまうことなのである。(ではその場合、何故われわれはわれわれのところを想定することになるのか。それは例えば欲望的部分の支配するところなるものを、われわれはそれが〈自分自身〉であるものとして知ることは出来ないからである。)

してみるとわれわれは、この $\alpha$ において主語となるものと、 $\Gamma$ において主語となるものとの関係を、もつと厳密に見さだめるべきなのである。さて、いま予見的に語ることを許されるとすれば、筆者にはそれはまず次の仕方で把えられ得るものと考えられるのである。

3 それは最初に $\Gamma$ という場面に則していえば、われわれは、正義というアレテーの成立においてのみ、文字通り(＝真に)自分自身のことをなしていると、語り得るということである。そしてそれは言いかえれば、正義というアレテーの意味は、われわれのおのおのを正しいひととして成立させるものであるというよりはむしろ、われわれのおのおのをまさに一人のひとへわたしとして成立させるものであったということである。何故ならその場合の一人のひとへわたしというのは、 $\Gamma$ で語られる「自分自身のことをなす」という再帰代名詞が再帰する真正の主語として成立するからである。

というのは、ここで例えば、(イ)まさにわたし自身のことをなしている場合のわたしと、(ロ)わたし自身のことをなしていない場合のわたしという二つの「わたし」のあり方を考えてみよう。この場合、明らかにこの二つの「わたし」の意味はことなるのである。というのは(ロ)の場合、すなわち、わたし自身のことをなしていない場合の、その「わたし」という主体(?)とは、端的にいつて、それは「わたしならざるわたし」としかいいようのないものだからである。そしてプラトンはその状況において語られる「わたしならざるわたしが何かをなすこと」、否もつと厳密にいえば、「わたしならざるわたしのあり方」

そのものを、不正と呼んだのである。

そして先程の $\alpha'$ の場面というのは、そのような(イ)、(ロ)にみられる状況を、すなわち「わたしならざるわたし」のあり方をも含めて語られる行為の主体のあり方を、いわば具体的に説明する理論としてあつたのだ、と筆者には思われるのである。というのは、 $\Gamma$ での不正の場合に生ずる厳密な意味での主語「わたし」の不成立は、まさに先程の $\alpha'$ の場合における不正として、すなわちわれわれのこころのうちにある三つの部分のそれぞれがそれ自身のことをなさず、むしろ他の部分に属することをなすこと(例えば欲望の部分の支配)としてその内実が与えられた、と考えられるのである。——さてしかしそのことはさらに様々な角度から考察されねばならない。

## 二

1 では最初にいわゆる通常の正義把握 (ordinary justice) とプラトンの正義把握 (Platonic justice) とのギャップという問題を取上げよう。筆者はまずこの問題は、次の三つの局面においてそれぞれ考えられるべき事柄である、と思う。

A、その個々の行為が正しい、或いは不正であるとされる場合

B、或るひとが正しいひとであると語られる場合

C、正義とは何であるか(それは如何にして生じたか)が問題とされる場合<sup>(7)</sup>

さてAの場合にかぎれば、通常、一般にかくかくのことをなすことは正しい、(否もつと正確にいえばかくかくのことをなすことは不正である)とされる了解に対して、その場面でプラトンが別に異を唱えることはないといえよう。そのことは『国家』篇のテキストにおいて、プラトンの意味で正しいひとは、また通常正しいとされる行為をなすひとであると語られていることから明らかである。<sup>(8)</sup>



C二一四) という語り方が成立するからである。そしてそのことはまたかのピュシス(自然本性)と、ノモス(法)の乗離として語られる。すなわち、

「正しい人と不正の人のそれぞれに、自分が望むこと(ὄρεσθαι βούληται)は、何であれそれをなすことが出来るという自由を与えてみたまえ。そしてその時、欲望(ἐπιθυμία)が、彼らのおのおのをどこにつれていくかを、観察しながらわれわれはそのあとをつけて行くとしよう。そうすれば、より多くをとろうとすること(πλεονεξία)の故に、正しい人(正しいとされる人)も、不正な人とまったく同じところへ赴いていく現場をわれわれは目撃することが出来るであろう。すなわちこの「より多くをとること」こそは、すべての自然本性(ピュシス)がそれをよいこととして追求しているものなのである。しかしそれが現状では法(ノモス)によって「平等」の尊重へと無理やりに引っぱられているのである。」(三五九C一—六)

このいわゆる「ギュゲスの指環」を与えられれば、ひとは如何に振舞うかという問題は、或る本質的なことをわれわれに告げている。それはまず、ひとが本来望んでいるものという点では、正しい人も不正な人も何ら変わるところがないという把握である。そしてそれは欲望の充足ということである。では残る問題は、現実には如何にそれをなし得るかという問題であろう。そしてその時、より多くをとること⇨不正を働くことの力のない者(つまりは他人からより多くを取られることなしにそれをなす力のない者)は、やむを得ずいわば一種の契約の上で、平等に取ること⇨正義を選んだのだというのである。——さてその把握の根底にある思考は、ひとの望むこと(βούληται)と欲望(ἐπιθυμία)の同一視であろう。そして筆者には、その同一視がそのまま「より多くをとること⇨すべての自然本性が追求しているもの」という等式に、なお「それをよめるもの(ἀγαθόν)として」という重大な追加をつけ加えさせた原因であると、思われるのである。

3 さてここで単純に重要なことは、プラトンの正義把握がそれと真向うから対立し、文字通りそれを根底からくつがえすものだったということである。

その詳細はいまは語ることが出来ないにしても、少なくとも『国家』篇全体を見わたした上でこうは語りうるであろう。つまりプラトンにとっては、今述べたような仕方では正・不正の問題（C↓A）が現われるのは、本来の社会形態（いわゆる理想国）や本来のひとにおいてではなく、むしろそれは、かの四つの墮落した国家及びそれに対応する人間の形態——特にかの寡頭制（オリガルキア）以下においてなのである。そしてプラトンにとっては、この四つの墮落した国家及びそれに対応する人間のあり方というのは、先にもふれたように〈国家〉及び〈ところ〉のそれぞれの階層或いは部分がそれ自身のこととなしていないという意味で、それ自体、不正な国家及び不正な人間であったのである！ であれば、そもそも通常の見解（C↓A）で正・不正が問題とされる場合は、プラトンによればそれ自体われわれが不正な国家をもちまたわれわれ自身は不正なるひととしてしか扱えられない場面であったといえよう。そして重要なことは、まさにそのような場面でしか通常は正義というものが問題とされないとするならば、そのような正義は必然的に何か外的な強制力としてしか扱えられなくなるということである。

ではいったいプラトンのな正義把握とは何であったのか。いま基本的にいえることは、正義とは本来の国家成立の基底にあり、そしてわれわれのおのおのがまさにわれわれのおのおのとしてあるそのこと自身にかかわる、極めて内的な原理であったということである。——何故その場合、極めて内的なと言わざるを得なかったのか。それは〈国家〉及び〈ところ〉における四徳、すなわちアンドレイア（勇氣）、ソープロシユネー（思慮・節度・節制）とソピア（知慧）とディカイオシユネー（正義）の形式及び成立の過程をそれ自身として追っていった時に、次第に明らかにされよう。

4 さて、その考察に入る前に、この段階でプラトンの正義把握をどう理解するかに関して論者が語る事柄について、若干のコメントを加えておこう。例えばアンナスがいうように、通常の正義把握とプラトンのな正義把握との差異は、前者が act-centred なそれであり、後者は agent-centred なそれであると語ることが、基本的には間違っていない<sup>(10)</sup>。そして一般的に

言つてギリシア古典哲学における倫理的行為にかかわる問題が、もっぱら行為するひと (agent) のあり方、すなわちアレテ (徳) の問題に集中していたことの意義を語ることは、正しい考察の途であろう。しかしここで注意されねばならないことは、正義という問題場面の場合に、act-centredな正義の把握からagent-centredなそれへの移行は、決して容易ではないということである。

それは例えばアリストテレスの正義論 (同・第五卷) が、一方では正義をすべての倫理徳をかねそなえた完全な徳 (但し他者に対するその完全な徳のあり方) として把えながら、他方では個別徳としての正義はもっぱらact-centredな場面でしたか考察されず、その個別徳としての正義が、例えば勇氣とか或いは節制の徳の分析にみられるように、まさに行為者としてのわれわれの内にある何に関わっているのが、明確にされないままに残された事情からみても、明らかであろう。

ではいったいプラトンの正義把握の中核をなす問題点はどこにあるのか。それを考察するためには、われわれはまずこの『国家』篇における四徳の形成の過程がもつ問題を、それとして考察することから始めねばならないであろう。

### 三

1 筆者は旧稿「自然と自然を超えるもの」において、『国家』篇にみられるパイデア (教育) 篇を、まず第二・三巻にみられるムーシケー (音楽・文芸) とギムナステイケー (体育) によるアレテー (徳) の形成 (Ⅱ<sub>1</sub>) と、さらには第六・七巻にみられる、学ばれるべき最大の事柄 善のイデアの認識に至るべき知、そのもの教育 (Ⅱ<sub>2</sub>) に区別し、そしてⅡ<sub>1</sub>において実質的に形成されたのは、アンドレイア (勇氣) とソープロシュネー (思慮・節度・節制) の二つの徳のみであると語った。このことの意味は、様々な角度から、まさに哲学の方法そのものの問題として考察され得るであろう。

それはまず、アリストテレスとの関連でいえば、先のアンドレイア (勇氣) とソープロシュネー (思慮・節度・節制) の

徳は合わせて、いわばアリストテレスのいうエータイケー・アレテー（人柄にかかわる卓越性・倫理徳）のすべてを覆うものだったということである。そのことの原則的な要点を今は語ろう。それはまず〈国家〉形成の段階におけるよき戦士（守護者）の教育（ $\parallel \Pi_1$ ）というものは、それをへ〈ころ〉のもつ三部分という場面にうつせば、ほぼそれはかの激情的部分（*Sōphrosunē*）の教育に相当するということである。そしてこの激情的部分は、アリストテレス的により一般的に語れば、それ自身がロゴス（言葉・ことわり）を持つものではないにしても、それは何らかの仕方でロゴスのいうことをきくことが出来るという意味で、広義には何かロゴスにあずかる部分として取出されるのである。そしてこの部分はまさにその意味で、本来まったくロゴスにかかわることのないものとしての欲望的部分（*ἐπιθυμητικόν*）とは区別されるものである。<sup>12</sup>——であれば、この $\Pi_1$ の主眼点は、まず(1)〈国家〉における戦士（守護者）という階層つまりはへ〈ころ〉の激情的部分を、何らかの仕方ですべにロゴスに従って行為するものとなるように習慣付ける（ $\parallel$ 教育する）ことによつて、この階層或いはこの部分の徳を形成することにある。そして(2)この〈国家〉の形成の段階においては、この $\Pi_1$ はまた同時に、「最も必要なものだけの国家」からまさに「贅沢な国家 $\parallel$ 熱でふくれ上がった国家」への移行を強いる、われわれの身体的な快にかかわる欲望の無制限な拡大を断ち切り、その欲望の働きを真に必要なものだけへの欲望へと制限するという仕方である、いわば浄化したことをも意味するのである。<sup>13</sup>そしてさらに注記すれば、(3)この $\Pi_1$ では、戦士という階層の者つまりは激情的部分が何かロゴスに従って行為するものになるというのは、実際はムーシケー（音楽・文芸）というものが持っているロゴス（ $\parallel$ 物語）とリュトモスとハルモニアによる習慣付けによつて形成されたということである。つまり $\Pi_1$ では、そこには厳密な意味での知にかかわる教育はなされていないということである。

しかしではいったいソ피아（知慧）というアレテーについてはどうか。この $\Pi_1$ の支配下にある第二—四巻においては、このソ피아（知慧）もまた、以上のエータイケー・アレテーの形成の場面にのみ則して語られる。つまりソ피아という徳はそれ自身が如何にして教育されたかは語られないままに、<sup>14</sup>ただ〈国家〉においては、さきの戦士（守護者）階層から選び出さ

れた支配者階層の持つべき徳として、「国家全体を配慮する知識」(四二八D一)と語られ、また「この場合において、ロゴスそのものの働く部分(λογιστικόν)の徳として、「このころの三部分のおのおのにとつて、またそれらの部分からなる共同体の全体にとつて、何が益であるのかの知」(四四二C六—八)という仕方でのみ扱えられるのである。つまり重要なことは、このII<sub>1</sub>の場面ではソピア(知慧)というのは、エーティケー・アレテーの成立のいわばあとおい、をしているに過ぎないのであり、それがロゴスそのものの働く部分(λογιστικόν)の徳であるといつても、そのロゴス自身のあることの根拠はいったい何処に見出されるのかは問われないままに放置されているのである。

さてでは問題のディカイオシュネー(正義)という徳の成立は如何なる仕方であらうか。それは「国家」におけるアレテー成立の場面では、まさに何か謎めいた仕方であらうか。というのは、以上の徳の成立がともかくも確認された上で、そのような諸徳をもつ国家のうちで、果して何処になお正義というアレテーが見出されるかが問われるのである。しかしその発見が困難であることが、まず狩の比喩によつて語られる。そして「われわれはおろかであつた。……というのは、自分が手のうちに持つていながら、その手に持つてゐるものを探しまわる人々が時たまいるものだが、われわれもまたちょうどその通りで、つまりはそれへとまさに目を向けることをしないで、何か遠くの方ばかりをしらべていたのだ」(四三二D九—E三)と語られるのである。そして、事実、「国家」建設の原則となつていたもの、すなわち「それぞれの者がその者自身の仕事をする」という專業の原則が、いま探しているもの——正義に何か類するものであつた、と述べられるのである。さらにまたそのことは次のようにも表明される。すなわち、

「われわれがこれまでに考察してきた、ソープロシュネー(思慮・節度・節制)とアンドレイア(勇氣)とプロネーシス(知慧)のすべてに、それらが国家に生じてくることの力を与え、そしていつたん生じたのちには、それらが内在するかぎり、それらが損われずでありつづけることを、それらの徳に与えるもの」(四三三B九—C一)が、ほかならぬディカイオシュネー(正義)なのだ、と。

——さて以上のことは、いったい何を意味しているのであろうか。そのことを解く最終的な鍵は、〈このところ〉における正義成立の場面に厳密に考察することによってしか与えられないであろう。しかしこの段階でも語りうることは、プラトンにとつては、〈正義〉というのはアリストテレス風の全体徳というよりはむしろ、いわばエーティケー・アレテーの成立そのものを意味付けているより、内的な原理であったということである。——そのことはソクラテス・プラトンにおいて、ディカイオン（正しさ）というのは、つねにアガトン（善）とカロン（美）と並んで語られることからもうかがい知られることなのである。

2 さてしかしそのことを直接考えるまえに、この段階で問題となるべき事柄について若干の考察を加えよう。それはまず、この第二―四巻におけるエーティケー・アレテーの形成は、それ自身厳密な意味での知にもとづいてなされたものではなく、それはむしろプラトンの術語を用いれば、ただ、しい、思い、なし（*οἱσθη δόξα*）において成立したものであったということである。そしてそれは決して、 $\Pi_1$ におけるエーティケー・アレテーの形成の意味を低くみるものではない。何故なら、いつてみれば $\Pi_1$ におけるこれらの徳の形成は、「よきひと」とは何かという或る種の直覚に支えられているからである。（そしてこの第二―四巻では、この「よきひと」とは何かという問は、まさによき戦士とは何かという仕方より明確に限定されて取り上げられたのである。）否、ただししかしそこにはないのは、へよいということ〈 〉についての直覚なのだ。そしてこのへよいということ〈 〉善のイデアについての知という問題は、まさに $\Pi_2$ に委ねられた問題だったのである。

ではいったい、「よきひと」についてのた、だ、し、い、思、い、な、し、だけではなく、何故にへよいということ〈 〉についての知が要求されねばならなかったのか。それはこの『国家』篇全体の思索をみる上でおそらくは最大の問題であろう。その問題に対して筆者がこの段階で問題にしたいことは、次の点である。

それは、このへよいということ〈 〉 (*auto to dyabon*) の知がないところでは、まさしくわれわれの「よく生きる」 (*eu*

(57a)というそのことについての把握は、極めてあいまいなものならざるを得ないということである。そして不思議なこと  
にわれわれは「よきひと」については或る種の直覚としてのたゞしい、いい、思いなしを持ってにしているにしても、しかしわれわれが「よ  
く生きる」(＝幸福)ということには殆ど混濁した思い——つまりはプラトンのいうドクサそのもの——しか持ちあわせてい  
ないのである。そしてこのドクサそのものとしてしかあり得ない「よく生きること」(＝幸福)についてのわれわれの思い  
が、しばしば「よきひと」についてのわれわれのたゞしい思いなしを混乱させてしまうこともあり得るのである。<sup>(15)</sup>

ではいったいそれは何故そうなるのであろうか。それは「よく生きること」という問題の場面が、何か直接的にわたしに  
かかわるからである。すなわち端的にいつて「よく生きること」というのは、つねに「わたしがよく生きること」の問題な  
のである。そしてその把握がつねにドクサでしかないことの根は、実はほかでもなくそこでは「わたし」というのがそれ自  
身問われなままに、まさに悪しき意味で先言措定されているからなのである。そしてそのわたしを問わないままに、その  
わたしが如何にすればよく生きることが出来るか、幸福な生を送れるかを問題にし、そしてそれに対して、そのようなわた  
しが「よきこと・あしきこと」(＝実はそのわたしにとつてのよきこと・あしきこと)の知を持ってばと答えることは、いつて  
みれば私的言語のうちを何の支えもなしに行き来することにしすぎなのである。<sup>(17)</sup>すなわちへよいということとは、  
そのような仕方では決してわれわれの生のあることにはかかわつてこないのである。

では問題はこうなる。そのような問われないままに先言措定されている「わたし」を、如何なる探究がまさに私的言語で  
ない仕方で問い、開示するのか。その場合たしかにエーティケー・アレテーの形成というのは、その第一歩であるといえる。  
しかし問題は、もしも「よきひと」をよきひとたらしめるエーティケー・アレテーというのが、この『国家』篇でみられる  
ように、ただ「たゞしい思いなし」という場所でのみ形成されるとすれば、それはへわたしの生のあること」という問題の  
最深部にはとどかないであろう、ということである。そして筆者には、そこにこの対話篇のもつ「正義」という問題の微妙  
さと深さがあると、思われるのである。

#### 四

1 さてでは、われわれの〈へこころ〉における〈正義〉という問題を直接に問うてみよう。この問題場面でまさに主題となるものは、外なる行為と内なる行為という対比である。そしてこの「内なる行為」というところで、プラトンは、単に「このころの三部分がそれぞれの部分自身のことをなす場合に、そのひとは正しいひとである」という先程の「 $\alpha$ — $\beta$ 」のみではなく、まさしくそのとき「われわれのおのの〓へわたし〓は自分自身のことをなす」という「 $\Gamma$ 」の意味を明確に語っている、と筆者に思われるのである。——ではまず〈へこころ〉における正義の考察というのが、如何なる特色をもっているのかということ把握することから、始めよう。

まえにも述べたように、この対話篇において四つの徳の成立は、まず国家の三階層からなる〈国家〉と、さらにはこのころの三部分からなる〈へこころ〉という二つの場面において二度語られる。そして〈正義〉を除く他の三つの徳のあり方は、この二つの場面において殆ど同じ仕方ではいわば二度繰返されるのである。しかし正義のアレーテのみは、その考察はまさに〈へこころ〉という場面において、初めてその真のすがたを現わすものとされたのである。そしてそこに成立する〈内なる行為にかかわる正義〓文字通り自分自身にかかわる正義〉からみれば、国家においてそのおのの階層に属する者がその者自身のことをなすということ、例えば大工が大工自身のことをなすというのは、正義の影〓外なる行為にすぎない、と語られたのである。そしてこの「大工が大工自身のことをなすことは、たゞしい」といわれる場合の「たゞしい」は、実はギリシア語では、正・不正のそれではなく、むしろ正・誤のそれ (*epithês êxein*) を示すものであったのである。ではいったいそのことは何を意味するのだろうか。——筆者にはそれはかの act-centred theory から agent-centred theory への移行というよりは、もっと大切なことを語っているように、思われるのである。

2 というのはここでわれわれは次の対比に注目しよう。

(イ) 外なる行為  $\parallel$  大工が大工自身のことをなすこと (これはただしいこと *opbân' éxvũ* と語られる) ……正義の影  
(ロ) 内なる行為  $\parallel$  文字通り自分自身にかかわるもの ……正義

さて問題を単純に act:c な場面から agent:c な場面への移行と見る論者は、(イ)がまさに、act:c な場面における大工の行為を示すものであり、そして(ロ)は、その大工が agent としてある場合の、その行為者自身のあり方を示すものであると、解するかも知れない。しかし注意しなければならぬことは、この『国家』篇での〈国家〉の三階層と〈こころ〉の三部分の類比は、そのような解釈を許さないということである。なぜならその類比は単純にいえば、

国家における三階層に属する者(たとえば大工) …… 国家という全体  $\parallel$  こころにおける三つの部分に属するもの(たとえば或る一つの欲望) …… こころという全体

という比例式の下に語られているからである。——であれば、大工が大工自身のことをなすというのは、それをへわれわれのおのおの  $\parallel$  こころ  $\parallel$  という場面に置きかえれば、それは、例えばある一つの欲望がまさにその対象であるそのもの自身を欲望するということに類比するのである。

3 ではいったい以上のように、外なる行為と内なる行為との対比が、単純な意味での act:c と agent:c のそれでないとするれば、そこに語られる〈外〉と〈内〉というのは、そもそも何を意味しているのであろうか。

それは単に、国家の三階層から類比的に見出されたこころの三部分説が、まさにこころの三部分説であるが故に、そこで語られるものは内なる行為を語っているのだ、というだけでは解けないであろう。事実、国家のあり方とこころのあり方との関係を、マクロコスモスとミクロコスモスとの関係であると語る論者は、それだけでは何故ミクロコスモスで語られることが内なる行為を語っているのかを、明らかにすることは出来ないのである。——否、われわれはここで〈内〉という言葉



口でいえば「大工が大工自身のことをなしている」というのがたとえ正しいことと語られるにしても、その場合にはその正義は、外からしかみられていないからである。つまりそこにはその正義そのものにならない手は発見されないのである。なぜならその場合には、大工は畢竟その自然本性にもついでその仕事をなしているからなのである。そしてそこにはわれわれは如何にしても〈内〉を見出すことは出来ないのである<sup>(18)</sup>。

では正義とは、この正義そのものにならない手がある所に、まさに外なる正義＝正義の影ではないそのもの自身として登場するといえよう。そして、この正義そのものにならない手とは、ほかならぬわれわれのおのおのの「へわたし」なのである。何故なら、この正義そのものにならない手のあることは「われわれのおのおのが自分自身のことをなすこと＝正義」というΓの原則において、またさらには四三四D一にみられる「正義とは文字通りの意味で自分自身とか、自分自身のことというそのことにかかわるのだ」という文章において、判然といわば示されていることだからである。——すなわち、ここで筆者がいたいことは、正義そのものにならない手があるということと、われわれのおのおのの「へわたし」自身があるということとは、いつてみれば本質的な意味で等根源的な事柄であるということである。そしてまた、この正義そのものにならない手があるということが、ほかならぬ〈内〉があるということなのである。<sup>(19)</sup>

5 そしてここで語られる〈わたし〉というのは前章で語られた私秘的な「わたし」ではない。何故ならこの〈内〉は決して私秘的に閉ざされたものではなく、それは正義そのものの在り家であることを通じて、つねに真正の意味でわれわれのおのおのが批判にさらされるその場であるからである。

そしていま予感的に語れば、その場はまた、〈よい〉ということ〈がわれわれの生にかかわる唯一の場所であろう。というの〉は、先程も述べたように無批判に先言措定されているわたしをそのままにして、そのわたしがよく生きるためにはどうすればよいかを問う仕方では、われわれは決してかのソクラテスの語った〈よく生きること〉(eu sîn) という言葉のもつ秘

密にはせまれないのだ。否、よく生きることという問題は、ほかでもなくへわたしの生のあることへそれ自身を成り立たしめているものは何かという問を、さらに問い続けていく所に解かれるものなのである。

## 五

さて、その問が果してわれわれをどこまでつれて行くのか。それはまさしく先程述べたⅡの問題であろう。そのことは稿を改めて語る以外にはない。ただいま確実にいえることは、ソクラテス・プラトンにおいて知の問題とは、まさしく先程から述べてきた〈内〉そのもの問題としてしか始まることはなかったということである。<sup>(20)</sup>

そして最後にいま筆者にわかることは「その正義と知において他に比類なきひと」と語られたソクラテスが終生そこに留まった場所が、またまぎれもなくプラトンの『国家』篇のもつ思索の、その最深の場所としてあったということである。

## 注

- (1) 三六八C—三六九B四参照。ここに語られている方法の表明は、徹底的に記憶されるべきである。でないと、この対話篇における〈国家〉とへわれわれのおのおのとの関係は、ややもすれば全体(国家)と部分(われわれのおのおの)その国家の成員)という関係として理解されてしまうからである。この問題については T. Irwin, *Plato's Moral Theory*, chap. VII の注 29 を参照 (p. 331)。彼は  $\alpha, \beta, \gamma$  の political analogy は macrocosmos—microcosmos (MM) の関係として捉えらるべきであって、決して whole—part (WP) の関係として捉えらるべきではないと主張し、尚その後者の見解をとる者のうちに、のちに言及される G. Vlastos の論文をあげている。
- (2) 四四一D—四四五E二参照。尚そこに附記された  $\alpha, \beta, \gamma$  などの記号は、旧稿「自然と自然を超えるもの」(新岩波講座哲学5、『自然とコスモス』1985所載)のそれと同じである。

- (3) G. Vlastos, *Justice and Happiness in the Republic* (in *Platonic Studies* 1973, pp. 111-139) 参照。尚、この書物のなかで Vlastos は「以前は Plato II, edited by G. Vlastos 1971, pp. 86-87 に採られた箇所を訂正して注した」とは注意された。
- (4) 上記論文 p.114 の注 8 (Plato II) に収録されているものには注(9)を参照。
- (5) すなわち次の文章中の下線を引いた部分に注意された。
- Τὸ δὲ γε ἀληθές, τοιοῦτον τι ἦν, ὡς εἴποιεν, ἢ δικαιοσύνη ἀλλ' οὐ περὶ τὴν ἕξω πράξιν τῶν αὐτοῦ, ἀλλὰ περὶ τὴν εἰρὸς, ὡς ἀληθὲς περὶ αὐτὸν καὶ τὰ αὐτοῦ, μὴ εἶσαυτα τὰ λλόγρια πᾶρτεν ἕκαστον ἐν αὐτῷ μηδὲ πολυπραγμοῦναι πρὸς ἀλλήλα τὰ ἐν τῇ ψυχῇ γένη, ἀλλὰ τῷ ὄντι τὰ οἰκεία εὐθήμερον καὶ ἀρξάυα αὐτοῦ αὐτοῦ καὶ κοσμίῃσάυα καὶ φιλῶν γενόμενον αὐτῷ καὶ συναρμόσάυα τρία ὄντα, ὥσπερ ὄρους τρεῖς ἀμολίας ἀεχλῶς, πέδῆς τε καὶ ὑπάρτης καὶ μέσης, καὶ εἰ ἀλλὰ ἄττα μεταξὺ τυχάυει ὄντα, πάντα ταῦτα συνδῆσάυα καὶ παντάμῃσιν ἕνα γενόμενον ἐκ πολλῶν, σάφρονα καὶ ἠηλοσμένον
- 尚この問題は「本論文の最終章で内なる行為の問題として考察される。
- (6) 筆者はこの想定する (putare) と知る (scire) との区別を「Augustinus, *De Trinitate* 第一〇巻の思考から学んだ。
- (7) この文章中で括弧に入れられた部分は「グラウコンが取上げる形での問題提起の中に入っている部分である。本文六一七頁を参照。
- (8) 四四二D一〇—四四三A一一参照。尚しかしそのことは「まさに「正義とは何か」という問に対して「その定義として」かくかくの行為をなすこと」(例えば「借りたものを返すこと」という答を「プラトンが容認したということを決して意味しない。それは、いまの問題とは全く場面を異にするのである。
- (9) この点に関して「のちのこころの三部分説での欲望 (エピテュミア) についての綿密な考察——特にその中での「すべてのひとはよいものどもを欲求 (＝欲望) している」という主張に対する批判——(四三七A四—四三九B二) は、筆者には、むしろこのグラウコンの発言に示される人々の見解に向けられていると思われる。
- (10) J. Annas, *An Introduction to Plato's Republic*, chap. 6 The Defence of Justice, pp. 153-169 を参照。
- (11) いわゆる配分的正義や規制的定義などをなす。尚たしかにアリストテレスはその第五巻八章以下で「正しいひと」の問題を取

扱っているが、それは何か一面では公式的で、他面では断片的な考察にとどまっている。

- (12) この問題については、稿を改めて論ずべき事柄が多い。筆者はこの問題に関してとりわけ「N. J. H. Dent, *The moral psychology of the virtues*, 1984 (Cambridge)」という書物から多くを学んだ。彼はそこでプラトンのこの三の部分説にほぼ相当するものと「sense-desire」と「passional-desire」と「rational-desire」とを区別し、さらに前二者の差異を「bodily appetites」と「obedient rational appetites」= (ordered) *passional desires* の区別として把え、それを様々な角度から考察している。

- (13) であれば $\Pi_1$ において成立したソープロシュネーという徳のあり方は何か微妙なものであり、筆者には、それは次の三つの局面で実質的な意味付けをもつように思われる。——まず本文中の(1)の観点において、それは「勇氣」と並んで、戦士階層（或いはこのころの激情的部分）自身、の徳となるものである。すなわちひろく「節度ある振舞い」という意味で、ソープロシュネーは、「平和のとき」みずから進んでことをなす場合の、そのひとびとの振舞い全体にかかわる「アレテー」として把えられる面を持つ（例えば三九九A五—C四参照）。それは言いかえれば前述のDentのいう *passional desires* 自身にかかわる徳であるともいえよう。——さらにそれは、(2)このような $\Pi_1$ によって形成されたこのころの部分のあり方として、他方ともと教育され得ない「ロゴスのいうことをきかない欲望的部分のいわば監督にあたり、その欲望的部分のもつ要求の無制限な拡大を浄化するという働きをもつ（三九九E五—六、さらに四四一E八—四四二B三参照）。その点でソープロシュネーはこの三の部分全体のあり方にかわり、特に「節制」という形で把えられる面をもつといえよう。——さらにまた重要なことは、(3)この国家形成の段階での戦士階層の教育は、のちにその中から選抜される厳密な意味での守護者（＝支配者）階層の教育をも実質的には含んでいる。そこで、この支配者階層の教育は第二—四巻ではなされていまいとすれば、この段階で支配者階層の持つべきソピア（知慧）という徳は、実は「思慮」という意味でのソープロシュネーの徳に実質的には還元されてしまふと思われるのである。

(14) 前注のうちの(3)の箇所を参照。

- (15) その典型的な場合として、『ゴルギアス』篇のカリクレスの発言（特にその四九一D一〇—四九二C九）、或いは『国家』篇におけるトラシマコス発言（特にその三四八B八—三四九A三）を参照。

- (16) この悪しき意味で先言指定されている「わたし」については、旧稿「よくなすこと或いはよく生きること」（「理想」五七〇号、一九八〇年）の第四章を参照。

- (17) 筆者はこの問題を旧稿「自然と自然を超えるもの」において『カルミデス』篇の分析を通じて、Eという立場として扱えた。
- (18) 蛇足を加えれば、一般には大工もまたわたしであり得るのではないかと反問されるかもしれない。それに対しては、そのわたしは通常の場合は私秘的な仕方での「わたし」であると答えざるを得ない（つまり前注にみられるEの場合）。しかしこのとき、もしもその大工なる者が真に〈内〉から正義を語ることが出来るとしたら、その者は最早、大工としての大工ではなく、それとは全然別の存在者つまり「わたし」なのである。
- (19) そして、以上のような仕方では扱えられるΓという原理の下においてのみ、この三部分はまさにこの三部分なのである。つまり本文三―四頁で語られた(α' ↓ Γ)ではなく(Γ ↓ α')というのは、その意味である。
- (20) プラトンはここの三部分説を語る時、「こうした問題を明確に把握するためには今のような道筋ではなく、…別のものとして、遠い途がある」(四三五D―一三)という留保をつけた。そしてそのより、遠い途とは、まさに善のアイデアの認識へと至るべき途であったのである(五〇四B―一五〇五A四)。そのことは本文中で筆者が用いた表現を使うならば、「われわれのこころ」について語ることに、われわれのこころ〓〈内〉を、その〈内〉そのものから明らかにすることの相異である、と思われる。
- (21) 『パイドン』の末尾の言葉(二一八A―一七)。

\* (この論文は旧稿「自然と自然を超えるもの」の第五―六章において論じたことを、様々な角度から再検討したものである。この間、『九州大学哲学会コロキウム』(一九八七年七月十一日)を初め、いろいろの機会に批判及び助言を戴いた諸兄に感謝の意を申し上げる次第である。)

(本学文学部教授・西洋哲学史)